

国民健康保険税が軽減されます

詳細は
こちら▶



所得が一定以下の世帯に対する軽減

■対象 世帯主及び被保険者(令和7年4月1日時点で16歳未満のかたを除く。)全員が、前年中の所得の申告(所得税の確定申告または市・県民税の申告)をした世帯

※ 適用を受けるには、前年中の所得がないかた、障害年金などの非課税所得のみのかた、税制度上の家族の扶養に入っているかたも市・県民税の申告が必要です。

軽減割合

世帯の所得の合計額	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者*1などの数-1)以下	7割
43万円+(30.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者*2数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割
43万円+(56万円×被保険者及び特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割

※ 軽減判定所得金額の計算には、擬制世帯主(会社などの健康保険に加入しているが、同じ世帯に国民健康保険加入者がいるため納税義務を負う世帯主)を含む。保険税算定に擬制世帯主の所得は含まない。

※1 給与収入55万円超え、公的年金などの収入が60万円(65歳未満)、または125万円(65歳以上)を超える支給を受けるかた

※2 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属するかた

未就学児の軽減

■対象 未就学児のいる世帯

■軽減割合 申請不要で、未就学児の均等割額が5割軽減されます。また、所得が一定以下の世帯に対する軽減が適用される世帯は、軽減後の均等割額が5割軽減されます。

非自発的失業者に対する軽減(要申請)

■対象 離職時の年齢が65歳未満で、雇用保険の受給資格があり、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが該当するかた

■軽減割合 離職日の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得額を100分の30として算定します。

※ 他の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了

産前産後期間の軽減(要申請)

■対象 出産または出産予定のかた(妊娠85日以上)の分娩で、早産、死産及び流産(人工妊娠中絶含む。)を含む。)

■軽減割合 産前産後期間の4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)所得割額と均等割額が軽減されます。

■申請時期 出産予定日の6か月前から(出産後も可)

問合せ 保険年金課国民健康保険担当 ☎0480(92)1111 内線142~144

白岡市民講演会

「大切にしたい自分の体」

～ 二度の子宮がんを経験して ～

女優・タレント

はら ちあき

原 千晶氏 講演会

6月7日[土] 午前10時～11時30分

〈対象〉市内在住のかた

〈会場〉コミュニティセンター 舞台ホール

※1歳以上の未就学児の託児あり(要予約・先順5名程度)

〈申込み〉5月12日(月) 午前9時から市公式ホームページにある申込みフォームで

〈定員〉200名(先着順)

※定員に達し次第、受付終了となります。



申込みはこちら
(5月12日(月)公開予定)

問合せ 健康増進課成人保健担当 ☎0480(92)1201